

小型攻撃用UAV I型 情報・提案要求書

令和5年4月28日

記

1 要求の目的

(1) 官側のニーズ

近年の戦闘様相は、先進的な技術に裏付けられた新しい戦い方が勝敗を決する時代において、先端技術を防衛目的で活用することが死活的に重要となっている。この中で、「無人機の活用」が今後の戦いの鍵と想定されるところ、防衛省陸上自衛隊においても戦闘における無人機の活用が重要となっている。そのような中、弾頭を有して目標に対して自ら攻撃するUAV又は爆発物を搭載して攻撃するUAVにより効率的・効果的な戦闘を実施する必要がある。

(2) 募集の目的

この情報・提案の募集は、陸上自衛隊が将来的に導入の検討を行う可能性がある「小型攻撃用UAV I型」について検討を開始するにあたり、弾頭を有して目標に対して自ら攻撃するUAV又は爆発物を搭載して攻撃するUAVの製造・販売に関連する実績又は技術的な知見、能力等を有する民間企業等から情報・提案について広く募集を行うものである。

(3) 本事業の運用構想

本事業における小型攻撃用UAV I型の運用構想は、地上を移動する目標に対して探知・識別から引き続き迅速かつ正確な攻撃が可能となり、人的損耗を局限し、対処の実効性を向上させることを想定している。

ここで示した小型攻撃用UAV I型の運用構想は、官が現段階でイメージするものであり、企業等の知見や市場動向から最適と思われる提案を妨げるものではなく、**提案の作成の参考**とされたい。

(4) 装備化までの望ましいスケジュール

① 初期型装備品

- 運用実証時期 2024年4月末まで
- 初期型装備品の納入時期 2027年2月末まで

② 能力向上型装備品

- 運用実証時期 2026年2月末まで
- 能力向上型装備品の納入時期 提案により決定

③ 別紙に示す要求事項

2 提供を求める事項

(1) 初期型装備品

- ① 官側の要求の目的を踏まえて企業等が提案する具体的な情報や問題解決に資する構想・手法など
- ② 当該情報や提案内容の防衛省外での実績や取組みの成果
- ③ 当該提案を初期型装備品等として概ね5年以内に装備化する場合に実現できる概括的な性能
- ④ 実現性の具体的な検証方法・装備化の方法（どうやって③を実現するのか）
- ⑤ 官側の協力が必要な事項
- ⑥ ③④を踏まえ、本事業で実施すべき内容
- ⑦ 概括的なロードマップ・スケジュール

- ⑧ 装備化までの概括的なコスト
- ⑨ 成果として想定される具体的な知的財産（設計図、インターフェース、構成品、ノウハウ、手法など）及び器材（契約の履行のために製作し又は購入する器材等）で、そのうち官側に権利を移転できるもの
- ⑩ 法的適合性や安全性等の確保要領（無人機など法令上の許認可が必要な場合などに限る）
- ⑪ 情報や提案の独自性（関連する特許・意匠・実用新案のほか、製品等の競争力、特殊な製造基盤の有無やマーケットでのシェア、ライセンスの有無など）
- ⑫ 本事業の作業体制

（2）能力向上型装備品

- ① 官側の要求の目的を踏まえて企業等が提案する具体的な情報や問題解決に資する構想・手法等
- ② 当該提案等を能力向上型型装備品等として装備化する場合に実現できる概括的な性能
- ③ 実現性の具体的な検証方法・装備化の方法（どうやって③を実現するのか）
- ④ 官側の協力が必要な事項
- ⑤ ③④を踏まえ、本事業で実施すべき内容
- ⑥ 概括的なロードマップ・スケジュール
- ⑦ 法的適合性や安全性等の確保要領（無人機など法令上の許認可が必要な場合などに限る）
- ⑧ 情報や提案の独自性（関連する特許・意匠・実用新案のほか、製品等の競争力、特殊な製造基盤の有無やマーケットでのシェア、ライセンスの有無など）
- ⑨ 本事業の作業体制
- ⑩ 検証が実施可能な期間

3 提出方法等

（1）本要求書に関する説明会の開催

期日：令和5年5月19日（時間は別示）

場所：防衛省市ヶ谷駐屯地内（細部は別示）

- ① 出席を希望する企業等は、令和5年5月17日1700時までに、法人名、住所、担当者氏名、担当者連絡先、出席人数のほか、予め取扱い上の注意を要する情報等を取扱う資格を証明できる書類の有無を明記の上、メール又は郵送により、本要求書第6条（2）に記載する問い合わせ先に提出すること。
- ② 出席希望者数が多い場合には、人数を制限することがある。
- ③ 出席にあたり取扱い上の注意を要する情報等を取扱う資格を証明できる書類を持参すること。

（2）意思表示

情報・提案書を提出する意思がある企業等は、令和5年5月23日1700時までに、法人名、住所、担当者氏名、担当者連絡先等を明記の上、メール又は郵送により、情報・提案書を提出する意思があることを本要求書第6条（2）に記載する問い合わせ先に提出すること。

また、意思表示後、提出を辞退する場合も同じ宛先に通知すること。

（3）情報・提案書の提出締め切り

ア 中間回答

令和5年6月2日1700時まで（必着）

イ 最終回答

令和5年6月16日1700時まで（必着）

（4）提出方法等

- ① 上記と同じ宛先にメール又は郵送により提出すること。
- ② 提出する文書の様式は問わないが、使用言語は全て日本語とする。
- ③ 提出する書類が膨大な場合は、別途要約版を作成して同封すること。
- ④ 担当者の連絡先（氏名、所属、電話番号、メールアドレス等）を提供資料に記入すること。

4 官から提供する情報

情報・提案書を提出する意思を表明した企業等には、本要求書のほか、以下の資料を提供又は貸し出す。

別紙 小型攻撃用UAVI型要求書

5 その他

- ① 官側は、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第70条又は第71条に定める、一般競争に参加させることができない者又は一般競争に参加させないことができる者に該当する企業等による情報・提案書の提出は受け付けない。
- ② 情報・提案書の作成に必要な費用は全て作成者の負担とする。
- ③ 企業等は、提出した情報・提案書の内容に重大な過失等が認められた場合には、適切に修正の上、遅滞なく官側に連絡するものとする。
- ④ 官側は、提出した情報・提案書を返却しない。
- ⑤ 官側は、情報・提案書の提出後、その内容について補足的な説明等を求めることがある。
- ⑥ 官側は、情報・提案書の内容を、予算要求や装備品等の取得などに関する政府機関での審議、検討等のために活用することがある。
- ⑦ 官側は、個別の企業等の参加意思表示の事実や受領した情報・提案書を、無断で第三者には開示しない。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づく開示請求があった場合には、法第5条第1項各号の規定に該当しないと認められる箇所を開示する場合がある。その際、予め作成者と調整の上、合意を得られるよう適切に対応する。
- ⑧ 官側は、参加意思を有する企業等からの質問に個々に回答した場合で、かつ当該回答内容を他企業等にも周知する必要がある場合には、質問を付して開示する場合がある。
- ⑨ 官側は、提出された情報・提案書に対する評価や省内の検討の進捗等に関する質問には、原則として回答しない。

6 問い合わせ先

- （1）東京都新宿区市谷本村町5-1 A棟2階 防衛省陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室
メールアドレス mat_r_d_eqpt_2gp_i@ext.gso.mod.go.jp
電話番号 03-3268-3111（内線41793）
- （2）東京都新宿区市谷本村町5-1 A棟4階 防衛省陸上幕僚監部防衛部防衛課研究室
メールアドレス cpb_integ_office_q@ext.gso.mod.go.jp
電話番号 03-3268-3111（内線41202）